

「デイサービスセンター 飛鳥」利用にかかる重要事項について

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第 4071301073 号)

当事業所が提供する通所介護サービス・介護予防通所介護サービスについて事業所の概要やサービス内容等、契約上ご注意いただきたい点は次の通りです。

○事業所の概要

①事業所の種類	地域密着型通所介護事業・介護予防型通所サービス事業 平成 30 年 4 月 1 日指定（当事業所は特別養護老人ホーム飛鳥に併設されています）。
②事業所の目的	在宅の高齢者の方に送迎・入浴・食事等各種のサービスを提供し、心身の維持向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
③法人名及び代表者名・設立年月	社会福祉法人とりかい 理事長：笠原郁子 平成 10 年 7 月 29 日
④事業所の名称及び事業所長（管理者）・開設年月日	デイサービスセンター飛鳥（管理者：許斐浩二）平成 11 年 5 月 28 日
⑤事業所の所在地及び電話番号	福岡市城南区鳥飼 6 丁目 2 番 16 号 Tel:092-841-6701
⑥建物の構造及び延床面積	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 8 階、地下 1 階、4,492.56 ㎡
⑦利用定員	10 名

○事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	城南区、中央区、早良区
営業日	年末年始、日祝日、盆休を除く月曜日～土曜日
受付時間（サービス提供時間）	月～土 9 時～17 時半（月～土 10 時～17 時 00 分）

○職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種・勤務体制	事業所長(管理者)	介護職員	生活相談員	機能訓練指導員	介護支援専門員	管理栄養士
指定基準	1 名（兼務）	2 名以上（兼務）	2 名（兼務）	1 名（非常勤）	0 名	1 名（兼務）

○当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下の 2 種類のサービスを提供します。

1. 介護保険の給付の対象となるサービス（利用料金は各介護保険割合額によって介護保険から給付されます）

《サービスの概要》

①食事（食費は別途いただきます）	管理栄養士のたてる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
②入浴	見守りや直接介助により入浴又は清拭を提供します。機械式浴槽を使用して入浴することもできます。
③排泄	随時、排泄介助をいたします。
④送迎	送迎車により事業所と自宅との間を行います。通常の営業時間の利用の方を送迎します。

《サービス利用料金（1 回あたり）》

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。 ※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。 ※ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます（下記 2. 介護保険の給付対象とならないサービスの①参照） ※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス（利用料金の全額がご契約者の負担となります）

《サービスの概要と利用料金》

① 事の材料の提供（食材費）	ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。（料金／1 回あたり 633 円）
②レクリエーション、クラブ活動	ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（料金／材料代等の実費をいただきます）
③日常生活上必要となる諸費用実費	日常生活品の購入代金等、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（料金／100 円）

○ 苦情の受付について

1. 当事業所における苦情の受付

デイサービスセンター飛鳥 苦情受付 窓口	管理者：許斐浩二 生活相談員：布川留美 Tel：092-841-6701 Fax092-841-6730 受付時間 毎週月曜日～土曜日の9:00～17:30
-------------------------	---

2. その他相談窓口

福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室	Tel092-642-7859 受付時間 8:30～17:00 (土・日・祝日除く)
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 福岡県運営適正化委員会	Tel092-915-3511 受付時間 9:00～17:30 (年末年始を除く火～日曜日)
福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 (代) 092-711-4257
福岡市城南区保健福祉センター (福祉・介護保険課)	〒814-0192 福岡市城南区鳥飼6丁目1番1号 (代) 092-822-2131
福岡市早良区保健福祉センター (福祉・介護保険課)	〒814-0006 福岡市早良区百道2丁目1番1号 (代) 092-841-2131
福岡市中央区保健福祉センター (福祉・介護保険課)	〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号 (代) 092-714-2131
高齢者虐待に関する行政の相談等窓口 福岡市役所保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 Tel：092-711-4257 Fax：092-733-5587 E-mail:k-service.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

○ご相談内容の取り扱い

ご相談内容は、すべて書面で施設責任者及びスタッフに通知、協議のうえ必要な場合は第三者委員（利用者の立場に配慮した適切な対応をしていただくための委員）の助言や立会いを求め、ご相談者と誠意をもって話し合い、改善・解決に努めます。

3. ご相談内容の改善、解決に携わるもの

苦情解決責任者	管理者：許斐浩二	
第三者委員	評議員：吉村亮子 Tel092-821-3545	評議員：小林芳子 Tel092-861-6505

4. 施設内に「ご意見箱」も設置しています。お気づきの点をお聞かせください。